

丹篠監公表第 5 号  
令和 3 年 2 月 2 5 日

丹波篠山市監査委員 畑 利 清

丹波篠山市監査委員 河 南 克 典

令和 2 年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項及び丹波篠山市監査基準第 4 条第 1 項第 6 号の規定により、財政援助団体等監査（社会福祉法人 丹波篠山市社会福祉協議会）を実施したので、結果を公表する。

令和2年度  
財政援助団体等監査報告書

社会福祉法人 丹波篠山市社会福祉協議会

令和3年2月

丹波篠山市監査委員

## 1 監査の種別

財政援助団体等監査

(地方自治法第199条第7項及び丹波篠山市監査基準第4条第1項第6号)

## 2 監査の対象

### (1) 対象団体・部局

- ・社会福祉法人 丹波篠山市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）
- ・保健福祉部長寿福祉課（社会福祉協議会補助金、ボランティア団体活動助成事業補助金、集落等福祉活動事業補助金、西部・東部指定介護予防支援事業所運営補助金の交付事務の市所管部局。以下、「長寿福祉課」という。）
- ・保健福祉部社会福祉課（ファミリーサポートセンター事業運営補助金、ひとり親家庭支援事業補助金の交付事務の市所管部局。以下、「社会福祉課」という。）

### (2) 対象事務

- ・市社協における令和元年度市補助金収入に係る出納その他の事務の執行
- ・長寿福祉課並びに社会福祉課における令和元年度補助金交付に係る事務の執行

※必要に応じて同年度以外についても対象とした

令和元年度補助金

(単位:円)

補助金等の名称	金額	補助の内容
社会福祉協議会補助金（以下、「社協補助金」という。）	61,864,673	人件費補助
ボランティア団体活動助成事業補助金	250,000	事業費補助
集落等福祉活動事業補助金	1,310,400	自治会活動助成
ファミリーサポートセンター事業運営補助金	778,414	事業費補助金
ひとり親家庭支援事業補助金	3,200	事業費補助
西部・東部指定介護予防支援事業所運営補助金	9,634,265	人件費・事業費補助
共同募金配分金事業補助金	66,184	市名変更関連 (R1のみ)
訪問介護サービス事業補助金	57,984	市名変更関連 (R1のみ)
居宅介護支援公益事業補助金	19,224	市名変更関連 (R1のみ)
合計	73,984,344	

## 3 監査の期間

令和2年9月29日から令和3年2月25日まで

#### 4 監査の方法及び着眼点

市社協に対し、令和元年度の財務等に関する書類の提出を求めるとともに、長寿福祉課及び社会福祉課に対し上記補助金交付に関する書類の提出を求めて実施した。

市社協にあつては、各補助事業が補助目的に沿って効率的、効果的に実施されているか又、補助金に係る収支等の経理事務全般が関係法令等の諸規定に準拠して適正に処理されているかについて、一方、長寿福祉課及び社会福祉課にあつては、市社協に対する補助金の交付手続き並びに指導・監督等が適切に行われているかについて調査を行うとともに、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

##### (1) 市社協関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ク 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- ケ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- コ その他

##### (2) 長寿福祉課並びに社会福祉課関係

- ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金交付要綱は適正に整備されているか。
- ウ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は充分か。
- エ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- オ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- カ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。
- キ 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。
- ク 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ケ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- コ 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。
- サ その他

## 5 監査の結果及び意見等

市社協の市補助金収入に係る出納その他の事務の執行及び長寿福祉課及び社会福祉課の同補助金交付に係る事務については、監査した限りにおいて、法令、定款、条例、規則等に準拠し、おおむね適正に処理されているものと認められたが、一部の事務については、改善を要するものが見受けられたことから、次のとおり意見を付する。

また、長寿福祉課及び社会福祉課提出書類の一部で改めるべきものについては口頭により指導した。

なお、監査結果及び意見等に基づき措置を講じられたときは、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

### (1) 指摘事項

#### ① 集落等福祉活動事業（ふれあい・いきいきサロン事業）補助金の不透明な支出について

集落等福祉活動事業（ふれあい・いきいきサロン事業）は、丹波篠山市地域福祉事業補助金交付要綱及びふれあい・いきいきサロン事業補助金交付要綱に基づき事業が実施されており、実施主体は市社協及び指定を受けた自治会となっている。

ふれあい・いきいきサロン事業補助金交付要綱第 8 条（運営委員会の設置）では、「この事業を適正に実施するために、運営委員会を設置する。」となっているが、平成 28 年度の補助事業実績報告書、事業報告書及び収支決算書を確認したところ、運営委員会が設置されているにも関わらず、昼食、茶菓子等の購入や講師の手配等の業務を法人に委託し、委託料として補助金を含め事業費の全てを支出している自治会があった。あくまでも、この事業は運営委員会が実施するもので委託するものではない。また、委託業務の請求内容にも疑問点が認められるので、精査をする必要がある。

次に、平成 27 年度の補助事業実績報告書の収支決算書に、講師謝礼として 3 万円の支出が記載されているが、領収書の写しの添付がされていない。その理由として、報告書がいきいきサロン運営委員会より令和 2 年度に別途提出されているが、講師謝礼を取り消す修正がされている。また、提出されている報告書の氏名は運営委員会の委員ではない方となっている。

以上のことから、補助金の請求及び交付にあたり、不適正な処理を行った自治会に対し、丹波篠山市地域福祉事業補助金交付要綱及びふれあい・いきいきサロン事業補助金交付要綱に基づき適正な処理をされたい。

#### ② 社協補助金交付要綱に基づく社協補助金の交付について

社協補助金交付要綱の規定と異なった事務処理が下記のとおり行われていた。

ア 別表（第 2 条関係）の備考「補助金額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。」とあるが、実績報告書の補助金額は 1 円単位まで記載されており又、最終的に切り捨てるの処理がされずに補助金が交付されている。

イ 第 5 条（補助金の交付方法）に「補助金は、四半期ごと 4 回に分けて交付するものとする。」となっているが、令和元年度においては 4 月 17 日、7 月 1 日、11 月 11 日及び 11 月 25 日に、平成 30 年度は 5 月 7 日、5 月 29 日、9 月 7 日及び 1 月 8 日に市社協から補助金概算払交付請求書が提出されている。

ウ 補助金交付決定後に年 4 回に分けて概算払交付が行われ、年度末に市社協から実績報告書が提出された後に精算処理がされているが、第 9 条（補助金等の額の確定）及び丹波篠

山市補助金等交付規則第 16 条の規定に基づく補助金等確定通知書が交付されていない。  
以上のことから、社協補助金交付要綱に基づき適正な処理をされたい。

### ③ 社協補助金にかかる嘱託職員の通勤手当の算定について

市社協の嘱託職員にかかる通勤手当は、嘱託職員就業規程第 31 条に定められているが、週 4 日以下勤務の職員にかかる通勤手当については、その月額を全額を支給されている状況にある。

しかし、市においては、非常勤嘱託員等に対する通勤に要する交通費の実費支給要領に基づき、週 4 日以下勤務の職員にかかる通勤手当の算出方法については、勤務日数に応じた日割り計算により支給がされていることから、市に準じた算定方法による補助金の請求及び交付をされたい。

## (2) 意 見

### ① 社協補助金の交付決定について

社協補助金は社協補助金交付要綱に基づき交付され、要綱第 1 条において「予算の範囲内で補助金を交付する」こととなっており、第 2 条では補助対象事業及び経費並びに補助金額について規定されている。

また、補助金の交付決定は、市社協の事業計画書及び歳入歳出予算書等の提出を求め、実績報告については、事業報告書及び収支決算書の提出を求め審査を行い、補助金額の確定を行っている。

しかしながら、社協補助金は市社協職員の人件費が大部分を占めているため、市社協全体における貸借対照表や資金収支計算書等による事業収支、経営状況や事業活動等を把握し、社協補助金の妥当性や委託事業を含め検証する必要がある。あわせて、今後、県下各市の補助金の交付基準も勘案し、社協補助金の決定及び交付について検討されたい。

### ② 補助金交付事業の履行状況の確認について

各補助金の交付事務については、各交付要綱等に基づき①交付申請、②交付決定、③実績報告の流れにより事務執行されているが、特に社協補助金にかかる事業の履行確認については、実績報告時における確認、審査だけでなく、定期的な事業執行の確認や事業効果の検証を行うための定例会の設置など、市と市社協が連携した取り組みについて検討されたい。

### ③ 会費収入について

市社協が健全に法人運営を行っていくためには安定的な財政基盤の確立が重要であるが、主要財源の一つである会費収入（1 世帯 700 円）が対象世帯数の 6 割程度（令和元年度：7,453,520 円、平成 30 年度：7,510,220 円、平成 29 年度：7,515,120 円）に留まっている。あらゆる機会を利用し市社協の事業活動を積極的に PR し、会員の増加及び会費の増収に努められたい。

### ④ ファミリーサポートセンター事業にかかる補助金について

令和元年度のファミリーサポートセンター事業にかかる収入財源 4,051,862 円の内訳は、市運営補助金 778,414 円及び市人件費補助金 3,273,448 円からなっており、市運営補助金は、社

会福祉課から交付され、市人件費補助金は、長寿福祉課から社協補助金として交付された後に、ファミリーサポートセンター事業へ人件費分として充当されている。また、当該事業に対しては、国、県から子ども・子育て支援交付金が交付され、それぞれの課に事業按分した額が収納されており、大変複雑な事務を執行している状況にある。

このことから、両課より市社協に対し支出されている補助金については、一本化を図るなど、効率的な事務執行に努められたい。

## ⑤ まとめ

令和2年度の市社協の事業方針には「誰もが暮らしやすい福祉ブランドのまち丹波篠山市」をスローガンに、人と人とのつながりや、温かさを感じられる、魅力あるまちづくりを目指し又、法人運営については、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上、財務規律の強化に加え、地域における公益的な取り組みの使命を果たし、市民の信頼に応える社協を目指すとされている。

現在も21の事業に及ぶ数多くの事業を展開されており、今後も放課後児童健全育成事業の受託など新たな事業への取り組みについても検討されている。

今後も、地域福祉の推進を担う中核的な組織として、市民、関係事業者及び市との連携のもと、これまで蓄積されてきた専門知識や経験などの強みを活かし、多様化する福祉ニーズに的確に対応するとともに、より自立的な経営へシフトしていくことで、市民から信頼される組織として、更に成長されることを期待する。

## <参 考 資 料>

### 1 市社協の概要

#### (1) 設立及び目的

- 名 称 社会福祉法人 丹波篠山市社会福祉協議会
- 設 立 平成 11 年 6 月 1 日
- 法人設立 平成 11 年 6 月 1 日
- 設置根拠 社会福祉法第 109 条
- 目 的 丹波篠山市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること

#### (2) 沿 革

- ・ 昭和 45 年 4 月 30 日 篠山町社協法人設立
- ・ 昭和 48 年 5 月 1 日 丹南町社協法人設立
- ・ 昭和 50 年 3 月 28 日 篠山町社協、城東町社協、多紀町社協合併  
(名称：社会福祉法人 篠山町社会福祉協議会)  
\* 社協が合併された日付は不明であり、篠山町の合併日を記載。
- ・ 昭和 61 年 5 月 29 日 今田町社協法人設立
- ・ 昭和 62 年 5 月 7 日 西紀町社協法人設立
- ・ 平成 11 年 6 月 1 日 篠山町社協、西紀町社協、丹南町社協、今田町社協合併  
(名称：社会福祉法人 篠山市社会福祉協議会)  
\* 同日、法人設立。
- ・ 平成 22 年 4 月 1 日 西部地域包括支援センターの運営受託
- ・ 平成 23 年 4 月 1 日 東部地域包括支援センターの運営受託
- ・ 令和元年 5 月 1 日 社会福祉法人丹波篠山市社会福祉協議会へ名称変更

#### (3) 事務所所在地

丹波篠山市社会福祉協議会	兵庫県丹波篠山市網掛 301 番地
丹波篠山市西部地域包括支援センター	兵庫県丹波篠山市網掛 301 番地
丹波篠山市東部地域包括支援センター	兵庫県丹波篠山市日置 385 番地 1



#### (4) 組織

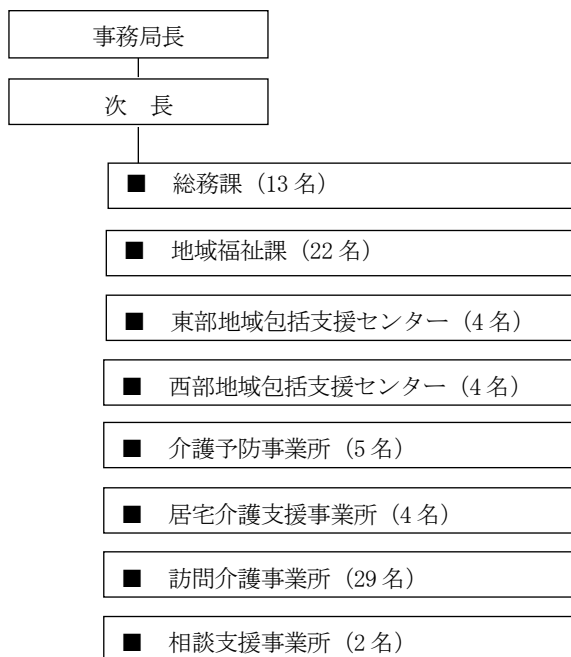
市社協は、会長 1 名、副会長 2 名、理事 11 名、監事 3 名、評議員 24 名、事務局職員 85 名（正規職員 31 名、嘱託職員 14 名、臨時職員 29 名、登録職員 11 名）で構成されている。

市社協組織図

(令和 2 年 4 月 1 日現在)



#### ■職員 正規職員 (31 名)、嘱託職員 (14 名)、臨時職員 (29 名)、登録職員 (11 名)



## 2 事業の概要

### (1) 事業の概要

法人登記及び市社協の定款第 2 条に定める事業の内容は、次のとおりである。

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ ①から③のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ⑤ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ⑥ 共同募金事業への協力
- ⑦ 社会福祉を目的とする事業の研究及び総合的企画
- ⑧ 福祉サービス利用援助事業
- ⑨ ボランティア活動の振興

- ⑩ 資金貸付事業
- ⑪ 心配ごと相談事業
- ⑫ 居宅介護等事業の経営
- ⑬ 障害福祉サービス事業の経営
- ⑭ 移動支援事業の経営
- ⑮ 老人デイサービス事業の経営
- ⑯ 善意銀行の運営に関する事業
- ⑰ 指定特定相談支援事業の経営
- ⑱ 地域包括支援センターの設置経営
- ⑲ その他この法人の目的達成のため必要な事業

## (2) 事業の概要（令和元年度）

令和元年度事業の概要は、次のとおりである。

番号	事業区分（サービス区分）	事業の内容
I 社会福祉事業		
1	法人運営事業	法人組織体制の充実・強化、職員研修の実施、災害時に備えた体制づくり、丹波篠山市社会福祉法人連絡協議会への参画、社会的ひきこもり就労支援など。
2	ボランティア活動支援事業	ボランティアセンターの運営、ボランティア養成講座の実施。
3	ボランティア活動費補助事業	ボランティアグループの活動助成。
4	集落等福祉活動事業	ふれあい・いきいきサロン事業の推進、実施自治会へ補助。
5	給食サービス事業	ボランティア・障がい者福祉事務所の協力を得て、概ね70歳以上の一人暮らし高齢者等を対象に、食の提供と見守り、安否確認を実施。（毎週水曜日）
6	配食サービス受託事業	市内障がい者福祉事務所に委託し、概ね65歳以上の一人暮らし高齢者等を対象に、食の提供と見守り、安否確認を実施。（毎週金曜日）
7	外出支援サービス受託事業	一般公共交通機関の利用が困難な高齢者等を対象に、自宅から病院への送迎を実施。
8	生活福祉資金貸付事業	生活困難な世帯を対象に、生活福祉資金の貸し付けを実施。
9	日常生活自立支援事業 （権利擁護支援事業）	判断能力に不安のある高齢者等の福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理等を実施。
10	介護機器貸出事業	在宅生活の維持、自立を促すことを目的に介護機器の貸し出しを実施。
11	手話奉仕員・要約筆記啓発受託事業	手話奉仕員養成講座、要約筆記啓発養成講座の実施。

12	ファミリーサポートセンター補助事業	育児の援助を受けたい人（依頼会員）、援助を行いたい人（協力会員）、双方を行う人（両方会員）を組織化し、協力会員宅での子ども預かり等、相互援助活動を行う。
13	生活支援サービス体制整備受託事業	生活支援サービス構築事業、見守り支援サポーター事業、介護支援ボランティアポイント制度事業
14	共同募金配分金事業	赤い羽根共同募金運動、友愛訪問活動事業、福祉委員活動事業、地域福祉会議、福祉教育推進事業、心配ごと相談所事業、広報・調査研究活動、社会福祉大会、子ども一時預かり事業、社会的ひきこもり就労支援事業、要保護児童への支援事業、福祉団体支援事業、歳末たすけあい運動
15	緊急貸付資金事業	生活費等、緊急を要する方を対象に、10万円を上限として貸し付けを実施。
16	善意銀行運営事業	広く住民より金品の預託を受け、これを効果的に社会に還元し、もって社会福祉の増進を図る。
17	訪問介護サービス事業・障害者総合支援事業	ホームヘルパーにより在宅介護のサービスを提供する。
18	相談支援事業	障害者相談支援専門員が福祉サービス事業者等と連絡調整を行い、サービス等の利用計画を作成する。
<b>II 公益事業</b>		
19	居宅介護支援公益事業	要介護状態にある利用者の心身の状況や環境に応じて、在宅生活における生活目標を実現するための支援計画（ケアプラン）を作成する。
20	東部・西部地域包括支援センター公益事業	介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、地域ケア会議の開催、認知症対策事業、在宅医療と介護の連携推進事業、介護予防サービス・介護予防ケアマネジメント計画作成業務
<b>III 収益事業</b>		
21	喫茶ふれあい収益事業	丹南健康福祉センター利用者や地域住民の憩いの場として、「喫茶ふれあい」の運営を行う。

### 3 決算の状況

#### (1) 資金収支計算書

資金収支計算書は、当該会計年度における支払資金の収支を表したもので、法人単位の資金収支計算書の前年度比較は、次のとおりである。

(単位：円、%)

勘定科目		令和元年度	平成30年度	増減	増減率	
事業活動による収支	収入	会費収入	7,453,520	7,510,220	△ 56,700	△ 0.8
		寄附金収入	1,329,070	849,528	479,542	56.4
		経常経費補助金収入	83,343,049	78,944,358	4,398,691	5.6
		受託金収入	66,786,654	63,301,091	3,485,563	5.5
		貸付事業収入	993,000	836,000	157,000	18.8
		事業収入	7,832,620	7,649,910	182,710	2.4
		介護保険事業収入	82,502,520	80,178,740	2,323,780	2.9
		保育事業収入	0	76,428	△ 76,428	皆減
		障害福祉サービス等事業収入	32,242,020	32,120,300	121,720	0.4
		受取利息配当金収入	3,213	3,418	△ 205	△ 6.0
	その他の収入	245,216	202,895	42,321	20.9	
	事業活動収入計		282,730,882	271,672,888	11,057,994	4.1
	支出	人件費支出	224,417,223	214,955,991	9,461,232	4.4
		事業費支出	36,474,771	35,718,882	755,889	2.1
事務費支出		1,864,320	1,934,496	△ 70,176	△ 3.6	
貸付事業支出		1,029,000	1,201,000	△ 172,000	△ 14.3	
助成金支出		4,341,798	4,716,623	△ 374,825	△ 7.9	
負担金支出		926,787	569,784	357,003	62.7	
事業活動支出計		269,053,899	259,096,776	9,957,123	3.8	
事業活動資金収支差額		13,676,983	12,576,112	1,100,871	8.8	
に 施設整備等 よる収支	収入	施設整備等収入計	0	0	0	-
		固定資産取得支出	11,628,596	1,576,756	10,051,840	637.5
	支出	ファイナンス・リース債務の返済支出	658,368	658,368	0	0.0
		施設整備等支出計	12,286,964	2,235,124	10,051,840	449.7
施設整備等資金収支差額		△ 12,286,964	△ 2,235,124	△ 10,051,840	449.7	
よる その 他の 活動に よる 収支	収入	積立資金取崩収入	1,117,219	1,960,672	△ 843,453	△ 43.0
		基本財産預金取崩収入	468,000	0	468,000	皆増
		その他の活動による収入	2,674,720	2,453,350	221,370	9.0
		その他の活動による収支計	4,259,939	4,414,022	△ 154,083	△ 3.5
	支出	積立資産支出	20,788,310	376,007	20,412,303	5428.7
		その他の活動による支出	10,563,390	10,331,400	231,990	2.2
その他の活動支出計		31,351,700	10,707,407	20,644,293	192.8	
その他の活動資金収支差額		△ 27,091,761	△ 6,293,385	△ 20,798,376	330.5	
当期資金収支差額合計		△ 25,701,742	4,047,603	△ 29,749,345	△ 735.0	
前期末支払資金残高		106,897,343	102,849,740	4,047,603	3.9	
当期末支払資金残高		81,195,601	106,897,343	△ 25,701,742	△ 24.0	

\* 支払資金について…流動資産及び流動負債（1年基準により固定資産または固定負債から振り替えられたもの、各種引当金、棚卸資産は除く）とし、支払資金残高は、これらの流動資産が流動負債を超える額をいう。（社会福祉法人会計基準）

令和元年度決算においては、収入 286,990,821 円、支出 312,692,563 円で、差し引き当期資金収支差額は 25,701,742 円の支出超過（主な要因：備品の取得や職員人件費の増）となっている。これに前期末支払資金残高 106,897,343 円を加えた当期末支払資金残高は 81,195,601 円となっている。

## (2) 事業活動計算書

事業活動計算書は、当該会計年度における全ての純資産の増減を表したもので、法人単位事業活動計算書の前年度比較は次のとおりである。

(単位：円、%)

勘定科目		令和元年度	平成30年度	増減	増減率	
サービス活動増減の部	収益	会費収益	7,453,520	7,510,220	△ 56,700	△ 0.8
		寄附金収益	1,329,070	849,528	479,542	56.4
		経常経費補助金収益	83,343,049	78,944,358	4,398,691	5.6
		受託金収益	66,786,654	63,301,091	3,485,563	5.5
		貸付事業収益	0	666,000	△ 666,000	皆減
		事業収益	7,832,620	7,649,910	182,710	2.4
		介護保険事業収益	82,502,520	80,178,740	2,323,780	2.9
		受託事業収益	0	76,428	△ 76,428	皆減
		障害福祉サービス等事業収益	32,242,020	32,120,300	121,720	0.4
	その他の収益	72,533	680,640	△ 608,107	△ 89.3	
	サービス活動収益計	281,561,986	271,977,215	9,584,771	3.5	
	費用	人件費	247,210,423	223,924,271	23,286,152	10.4
		事業費	36,475,225	35,719,478	755,747	2.1
		事務費	1,864,320	1,934,496	△ 70,176	△ 3.6
助成金費用		4,341,798	4,716,623	△ 374,825	△ 7.9	
負担金費用		926,787	569,784	357,003	62.7	
減価償却費		3,985,296	2,230,260	1,755,036	78.7	
その他の費用		72,533	6,601,090	△ 6,528,557	△ 98.9	
サービス活動費用計		294,876,382	275,696,002	19,180,380	7.0	
サービス活動増減差額	△ 13,314,396	△ 3,718,787	△ 9,595,609	258.0		
外サービス活動増減の部	収益	受取利息配当金収益	3,213	3,418	△ 205	△ 6.0
		その他のサービス活動外収益	245,216	202,895	42,321	20.9
		サービス活動外収益	248,429	206,313	42,116	20.4
	費用	サービス活動外費用	0	0	0	-
サービス活動外増減差額	248,429	206,313	42,116	20.4		
経常増減差額	△ 13,065,967	△ 3,512,474	△ 9,553,493	272.0		
特別増減の部	収益	事業区分間固定資産移管収益	0	△ 17,930	17,930	皆減
		拠点区分間固定資産移管収益	0	△ 241,850	241,850	皆減
		サービス区分間固定資産移管収益	0	△ 609,220	609,220	皆減
		特別収益計	0	△ 869,000	869,000	皆減
	費用	車両運搬具売却損・処分損	2	1	1	100.0
		器具及び備品売却損・処分損	5,047	20,251	△ 15,204	△ 75.1
		事業区分間固定資産移管費用	0	△ 17,930	17,930	皆減
		拠点区部分間固定資産移管費用	0	△ 241,850	241,850	皆減
		サービス区分間固定資産移管費用	0	△ 609,220	609,220	皆減
		その他の特別損失	9,434,511	0	9,434,511	皆増
特別費用計	9,439,560	△ 848,748	10,288,308	△ 1212.2		
特別増減差額	△ 9,439,560	△ 20,252	△ 9,419,308	46510.5		
当期活動増減差額	△ 22,505,527	△ 3,532,726	△ 18,972,801	537.1		
繰越活動増減の部	前期繰越活動増減差額	83,379,263	86,911,989	△ 3,532,726	△ 4.1	
	当期末繰越活動増減差額	60,873,736	83,379,263	△ 22,505,527	△ 27.0	
	基本金取崩額	468,000	0	468,000	皆増	
	その他の積立金取崩額	10,555,891	0	10,555,891	皆増	
	その他の積立金積立額	7,725,363	0	7,725,363	皆増	
	次期繰越活動増減差額	64,172,264	83,379,263	△ 19,206,999	△ 23.0	

令和元年度決算においては、収益 281,810,415 円、費用 304,315,942 円で、差し引き当期活動増減差額は△22,505,527 円で、これに前期繰越活動増減差額 83,379,263 円を加えた当期末繰越活動増減差額は 60,873,736 円となっている。また、当期末繰越活動増減差額に基本金取崩額 468,000 円（増額要素）、その他の積立金取崩額 10,555,891 円（増額要素）、その他の積立金積立額 7,725,363 円（減額要素）を加減した次期繰越活動増減差額は 64,172,264 円となっている。

### (3) 貸借対照表

貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を表したもので、法人単位貸借対照表の前年度比較は、次のとおりである。

(単位：円、%)

勘定科目	令和元年度	平成 30 年度	増減	増減率
流動資産	103,700,283	127,928,667	△ 24,228,384	△ 18.9
現金預金	81,650,896	107,790,416	△ 26,139,520	△ 24.3
現金	15,000	15,000	0	0.0
普通預金	81,595,896	107,735,416	△ 26,139,520	△ 24.3
小口現金	40,000	40,000	0	0.0
事業未収金	21,103,645	20,107,162	996,483	5.0
未収収益	360,507	0	360,507	皆増
商品・製品	30,635	31,089	△ 454	△ 1.5
仮払消費税	554,600	0	554,600	皆増
固定資産	306,069,126	282,150,018	23,919,108	8.5
基本財産	53,271,964	53,738,937	△ 466,973	△ 0.9
基本財産預金	53,271,964	53,738,937	△ 466,973	△ 0.9
その他の固定資産	252,797,162	228,411,081	24,386,081	10.7
車輛運搬具	2,930,636	1,105,027	1,825,609	165.2
器具及び備品	9,024,677	3,980,131	5,044,546	126.7
有形リース資産	768,096	0	768,096	皆増
権利	580,440	580,440	0	0.0
長期貸付金	4,496,019	4,460,019	36,000	0.8
退職手当積立基金預け金	92,549,050	84,660,380	7,888,670	9.3
備品等購入積立資産	7,577,000	7,577,000	0	0.0
車輛購入積立資産	20,874,000	21,881,000	△ 1,007,000	△ 4.6
運営積立資産	93,208,934	93,314,944	△ 106,010	△ 0.1
退職積立資産	20,788,310	10,852,140	9,936,170	91.6
資産の部合計	409,769,409	410,078,685	△ 309,276	△ 0.1
流動負債	36,535,415	21,000,235	15,535,180	74.0
事業未払金	9,413,272	8,288,260	1,125,012	13.6
1年以内返済予定リース債務	658,368	0	658,368	皆増
未払費用	7,639,056	7,141,220	497,836	7.0
預り金	140,529	147,550	△ 7,021	△ 4.8
職員預り金	5,281,190	5,295,205	△ 14,015	△ 0.3
仮受金	0	128,000	△ 128,000	皆減
賞与引当金	13,403,000	0	13,403,000	皆増
固定負債	113,341,522	105,268,058	8,073,464	7.7
リース債務	164,592	1,481,328	△ 1,316,736	△ 88.9
退職給付引当金	113,176,930	103,786,730	9,390,200	9.0
負債の部合計	149,876,937	126,268,293	23,608,644	18.7
基本金	53,271,964	53,738,937	△ 466,973	△ 0.9

基本金	53,271,964	53,738,937	△ 466,973	△ 0.9
その他の積立金	142,448,244	146,692,192	△ 4,243,948	△ 2.9
積立金	0	146,692,192	△ 146,692,192	皆減
備品等購入積立金	7,577,000	0	7,577,000	皆増
車両購入積立金	20,874,000	0	20,874,000	皆増
運営積立金	93,208,934	0	93,208,934	皆増
退職積立金	20,788,310	0	20,788,310	皆増
次期繰越活動増減差額	64,172,264	83,379,263	△ 19,206,999	△ 23.0
次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)	64,172,264 △ 22,505,527	83,379,263 △ 3,532,726	△ 19,206,999 △ 18,972,801	△ 23.0 537.1
純資産の部合計	259,892,472	283,810,392	△ 23,917,920	△ 8.4
負債及び純資産の部合計	409,769,409	410,078,685	△ 309,276	△ 0.1

令和元年度決算においては、資産 409,769,409 円、負債 149,876,937 円、純資産 259,892,472 円となっている。

資産の内訳は、流動資産 103,700,283 円、固定資産 306,069,126 円である。流動資産の主なものは、現金預金 81,650,896 円、事業未収金 21,103,645 円である。固定資産の主なものは、基本財産預金 53,271,964 円、退職手当積立基金預け金 92,549,050 円、車輛購入積立資産 20,874,000 円、運営積立資産 93,208,934 円、退職積立資産 20,788,310 円である。

負債の内訳は、流動負債 36,535,415 円、固定負債 113,341,522 円である。流動負債の主なものは、事業未払金 9,413,272 円、未払費用 7,639,056 円、職員預り金 5,281,190 円、賞与引当金 13,403,000 円である。固定負債の主なものは、退職給付引当金 113,176,930 円である。

純資産の内訳は、基本金 53,271,964 円、その他の積立金 142,448,244 円、次期繰越活動増減差額 64,172,264 円で、次期繰越活動増減差額のうち△22,505,527 円が当期活動増減差額である。

#### 4 経常経費補助金収入（市補助金収入）

各補助金の概要は、次のとおりである。

##### ① 社会福祉協議会補助金

法人運営職員 14 名、日常生活自立支援事業のコーディネーター 1 名に対する人件費補助金である。

##### ② ボランティア団体活動助成事業補助金

丹波篠山市ボランティア連絡協議会に登録するグループの活動促進助成に対する補助金である。

##### ③ 集落等福祉活動事業補助金

小地域で福祉活動（ふれあい・いきいきサロン）を展開しようとする団体等の運営経費に対する補助金である。

##### ④ ファミリーサポートセンター事業運営補助金

ファミリーサポートセンターにおける、会員相互の支え合いによる子育て支援事業に対する補助金である。

⑤ ひとり親家庭支援事業補助金

ファミリーサポートセンター事業の実施にあたり、ひとり親家庭の依頼会員が払う活動報酬の半額を助成する補助金である。

⑥ 西部・東部指定介護予防支援事業所運営補助金

- ・ 東部地域包括支援センター

職員 2 名に対する人件費補助金及び事務経費に対する補助金である。

- ・ 西部地域包括支援センター

職員 3 名に対する人件費補助金及び事務経費に対する補助金である。

市補助金収入の過去 3 ヶ年の推移は、次表のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	平成 29 年度	平成 30 年度 a	令和元年度 b	差 引 b-a
① 社会福祉協議会補助金	64,925,691	61,547,925	61,864,673	316,748
② ボランティア団体活動助成事業補助金	290,000	290,000	250,000	△ 40,000
③ 集落等福祉活動事業補助金	1,146,600	1,638,000	1,310,400	△ 327,600
④ ファミリーサポートセンター事業運営補助金	741,609	782,562	778,414	△ 4,148
⑤ ひとり親家庭支援事業補助金	7,875	40,400	3,200	△ 37,200
⑥ 西部・東部指定介護予防支援事業所運営補助金	5,722,882	6,176,514	9,634,265	3,457,751
合 計	72,834,657	70,475,401	73,840,952	3,365,551